

マイナンバーカードの交付に係る本人確認の書類について

1 本人への交付

身元（実存）確認

以下のいずれかの書類

- A 個人番号カード（1歳未満の者への再交付の場合を除き、顔写真が表示されたものに限る。）、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書（1点）
- B Aに掲げる市町村長が適当と認める書類（①に該当しないもの）（2点）
- C Bの書類（1点）+ B以外の書類であって市町村長が適当と認める書類（1点）
- D 照会回答書（交付通知書）+ Bの書類（1点）又はB以外の書類であって市町村長が認める書類（2点）

2 病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により本人の出頭が困難な場合における代理人の交付

身元（実存）確認

以下の書類

- ア 照会回答書（交付通知書）（法定代理人の場合は、市町村長が必要と認める場合に限る。）
- イ 代理権の確認書類
戸籍謄本、交付申請者の指定の事実を確認できる資料
- ウ 代理人の身元（実存）確認書類 → A～Cの書類
- エ 本人の身元確認書類 = 以下のいずれかの書類
 - a 個人番号カード（1歳未満の者への再交付の場合を除き、顔写真が表示されたものに限る。）、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写真付き書類で市町村長が適当と認めるもの（2点）
 - b aに掲げる書類（1点）+ aに掲げる書類以外の書類で市町村長が適当と認める書類（1点）
- オ 本人の出頭が困難であることを証する書類
→ 診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設等に入所している事実を証する書類などを想定